

# 二日市東小学校保護者と教師の会規約

## 第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は筑紫野市立二日市東小学校保護者と教師の会（二日市東小学校 P T A）と呼び、事務局を筑紫野市立二日市東小学校におく。

(目的)

第2条 この会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長と会員相互の学習をはかることを目的とする任意の団体である。

(方針)

第3条 この会は第2条の目的達成を本旨として、次の方針を定める。

- 1 会員の生涯学習の推進に努める。
- 2 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。（筑紫野市立学校 P T A 協議会、筑紫区 P T A 連合会、福岡県 P T A 連合会等）
- 3 学校行政や教育方針に干渉しない。
- 4 政党、宗教に関与せず、また営利を目的とする行為は行わない。
- 5 学校の施設設備の整備、援助をする。

(活動)

第4条 この会は目的達成のため、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教師となるように、生涯学習を推進する。
- 2 家庭と学校と地域との緊密な連絡により、児童の健全な育成をはかる。
- 3 児童の生活、教育環境を良くする。
- 4 その他、必要と認める事項。

## 第二章 会 員

(構成)

第5条 この会は次の者で構成する。

- 1 この会の趣旨に賛同して入会した本校に在籍する児童の保護者及び、本校に在職する教職員。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は次の権利と義務をもつ。

- 1 会員はすべて平等な権利と義務を有する。
- 2 会員はすべてこの会の活動に積極的に参加しなければならない。
- 3 会員は正規の会費を納入しなければならない。

### 第三章 役 員

(役員と任務)

第7条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長4名、書記2名、会計2名、会計監査（保護者2名、教師1名）ただし、必要な場合はそれぞれ役員を若干名増員することができる。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 書記は会議の議事を記録し、次に掲げるものを正確かつ完全に整理保管する。また、年度末にこれを一括して後任者に引継ぐ。
  - (1)規約 (2)当該年度の人事録 (3)会議の議事録
  - (4)役員会、運営委員会及び専門委員会の報告書
  - (5)その他の文書、報告書
- 4 会計は次の職務を行う。
  - (1)総会が決定した予算に基づいて会計事務の処理をする。
  - (2)定期総会で会計報告をする。
  - (3)予算の原案を作り、定期総会に提案する。
- 5 会計監査は第16条の職務を行う。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は次の方法で行う。

- 1 会長、副会長、書記、会計、会計監査は第22条による選考委員会が選考し、総会の承認により決定する。
- 2 役員に欠員を生じたときは、役員会で選考し、運営委員会の承認を受けるものとする。任期は前任者の残任期間とする。ただし、役員会で検討し残任期間が短い場合は、欠員のままとすることがある。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 会計監査（保護者2名）は、役員会役員経験者より選出とする。ただし、該当者がいない場合は、その限りではない。
- 5 本部役員は、以降の専門委員会を兄弟児全てにおいて免除、専門委員は、兄弟児でのオールスタッフ活動を免除（該当年度のみ）とする。

### 第四章 機 関

(機関と任務)

第10条 この会に次の機関をおく。

- |         |         |           |           |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 1 総会    | 2 運営委員会 | 3 役員会     | 4 会計監査委員会 |
| 5 専門委員会 | 6 特別委員会 | 7 役員選考委員会 | 8 地区委員会   |

## (総会)

第11条 総会は最高議決機関で定期総会と臨時総会とする。

1 定期総会は年度初めに開催し、次の事項を審議決定する。

(1)規約の決定と改正 (2)役員の承認 (3)会費の決定

(4)決算予算の承認 (5)その他の事項

2 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、議決は出席者の多数決とする。可否同数の場合は議長が決定する。

3 臨時総会は会長が必要と認め運営委員会の議決を得た場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

4 総会の議長はそのつど役員を除いた会員の中より選出する。

## (運営委員会)

第12条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員、各専門委員会の正副委員長、学年委員長、学校代表（校長、副校长、教頭、主幹教諭、各専門委員会、地区委員会、担当教師1名）で構成する。また議題内容により、必要に応じて役員または運営委員会が招聘した者の本委員会への参加を認めることができる。但し、議決権はないものとする。

第13条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、並びに構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第14条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1 総会で委任された案件の審議

2 総会に提出する案件の審議

3 各専門委員会の連絡調整

4 役員会及び各専門委員会等で企画立案した案件の審議

5 その他、必要な事項の審議

## (役員会)

第15条 役員会は会長が召集し、役員（会計監査を除く）学校代表（校長、副校长、教頭、主幹教諭）で構成する。役員会は運営委員会へ提出する案件を審議し、運営委員会の企画運営に当る。

## (会計監査委員会)

第16条 会計監査委員会は会計監査3名で構成し、会計全般の監査を年2回以上行い、その結果を総会に報告しなければならない。

## (専門委員会)

第17条 専門委員会の設置、廃置は第2、3、4条に則り、運営委員会において審議され議決するものとする。

第18条 各専門委員会においては、会員の互選により正副委員長各1名を選出する。各専門委員長の任務は次の通りとする。

1 各専門委員会を代表し、専門委員会や運営委員会での協議事項等を連絡調整する。

2 各専門委員会の円滑な活動ができるように努める。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

第19条 専門委員会の構成と活動は次の通りとする。

1 各専門委員会においては、各学級から選出され、必要な員数によって配属された委員と教師若干名で構成する。

2 各専門委員会においては、第4条に則り、以下の活動を主とする。また必要に応じた活動と委員会相互の積極的な協力を以って活動を推進していくものとする。

(1) 学年学級の保護者と担任教師が相互に連絡をはかり、学習指導や行事が十分効果をあげるように協力する。

(2) 学校、家庭、地域を結ぶ新聞等の編集発行に携わる。

(3) 会員相互の生涯学習活動を推進する。

(4) 必要に応じて学校図書運営に協力する。

(5) 児童の学習環境の整備、保健、給食に関する活動を推進する。

(6) 家庭、学校と連携をはかり、地域との交流に努める。

(7) 校外における児童の安全指導に努める。

(8) 地域の公民館、子ども会などの活動と連携をはかり、地域とともに生涯学習の推進に努める。

(9) 保護者全員が専門委員会活動や学校行事に関わり、連携した活動ができるように努める。

(地区委員会)

第20条 各地区から選出された若干名の地区委員は地区委員会に所属する。

(1) 学年学級の保護者と担任教師が相互に連絡をはかり、学習指導や行事が十分効果をあげるように協力する。

(2) 学校、家庭、地域を結ぶ新聞等の編集発行に携わる。

(3) 会員相互の生涯学習活動を推進する。

(4) 必要に応じて学校図書運営に協力する。

(5) 児童の学習環境の整備、保健、給食に関する活動を推進する。

(6) 家庭、学校と連携をはかり、地域との交流に努める。

(7) 校外における児童の安全指導に努める。

(8) 地域の公民館、子ども会などの活動と連携をはかり、地域とともに生涯学習の推進に努める。

(9) 保護者全員が専門委員会活動や学校行事に関わり、連携した活動ができるように努める。

(特別委員会)

第21条 運営委員会の決議により発足し、委嘱された案件の処理にあたる。

(役員選考委員会)

第22条 役員選考委員会の構成と活動は次の通りとする。

1 役員選考委員会の構成と活動は次の通りとする。役員選考委員会におい

ては、前年度までの本部役員経験者より代表3名と学校代表（教職員3名）により構成するものとし、構成の詳細は運営委員会において決定する。互選により正副委員長及び書記をおく。

- 2 役員の選考方法は、選考委員会の協議により適任と思われる方々を役員候補に推薦し、選考委員が折衝せつしょうにあたる。また必要に応じて、現役員にしもんする。
- 3 選考委員は役員候補から除外する。
- 4 選考委員に欠員が生じた場合は、遅滞なく同一委員会から後任者を選出する。
- 5 委員長は、委員会の活動について、経過をPTA会長、校長に報告する。
- 6 委員長は、総会において選考経過と結果を報告し、役員の選考について承認を受けなければならない。
- 7 選考委員は、選考内容について守秘義務を負う。

## 第五章 会 計

第23条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

第24条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第六章 個人情報の取り扱い

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取得取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第七章 附 則

第26条 会員、児童の慶弔に対しては、別に定める慶弔規定による。慶弔規定の改定は運営委員会にて審議し承認を受ける。

第27条 会務を執行するために必要がある場合、運営委員会にて審議し、議決によって別に細則を定めることができる。

第28条 この規約は議決のときから効力を生じる。

昭和 53年 5月 1日	改正施行
昭和 60年 4月 25日	一部改正
昭和 61年 4月 25日	一部改正
昭和 62年 4月 24日	一部改正
平成 7年 4月 21日	一部改正
平成 8年 4月 26日	一部改正
平成 9年 5月 2日	一部改正
平成 12年 5月 6日	一部改正
平成 13年 4月 27日	一部改正
平成 15年 5月 2日	一部改正
平成 16年 5月 7日	一部改正
平成 18年 2月 10日	一部改正
平成 25年 5月 2日	一部改正
平成 29年 4月 29日	一部改正
平成 30年 4月 28日	一部改正
平成 31年 4月 27日	一部改正
令和 2年 4月 25日	一部改正
令和 5年 4月 21日	一部改正

## 二日市東小学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 筑紫野市立二日市東小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・専門委員名簿・行事等の記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・各専門委員会委員長とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料で会員に周知する。

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の管理業務。
- (2) その他の文書の送付。
- (3) 役員・会計監査・選考委員・専門委員オールスタッフ等の名簿の作成。
- (4) 委員選出、並びに本部役員の推薦活動。
- (5) 学年学級便り、市内の広報誌、学校ホームページへの掲載。

### (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

第三者的氏名

- (1) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (2) 提供を受ける対象者の氏名
- (3) 提供を受ける情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本院から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬ。

(改正)

第 18 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 5 年度より施行する。